

Color Scape Guidelines for Ome city

青梅市景観形成ガイドライン一色彩編-

自然と風土、歴史と文化、活力と品格が共存する色彩景観をめざして



景観形成ガイドライン─色彩編─の位置づけと使い方

01 ガイドラインの利用にあたって

景観形成ガイドライン─色彩編─の位置づけ

青梅市では、青梅市の美しい風景を育む条例にもとづく一定規模以上の建築物等 の事前届出制度、景観形成地区における修景基準など、様々な景観施策により、 市民や事業者の皆さんと共に良好な景観形成を進めています。

この度、これまでの景観施策をより着実な取り組みとするため、市全域の建築物や 工作物等を対象に、色彩のルールを定めました。

この景観形成ガイドライン―色彩編―は、青梅市らしい景観を形成し将来に継承 するために、色彩選定の際に参考となる色彩景観の考え方を示すとともに、色彩の ルールの内容やその具体例をわかりやすく解説したものです。

景観形成ガイドライン─色彩編─の使い方

建築物や工作物等の新築、新設、塗り替えなどをお考えの方は、下記の色彩選定の 流れに沿って各ページの内容を確認してください。色彩選定の基本的な考え方や 配慮事項、建築物や工作物等の立地する地区ごとに目標とする色彩景観のイメー ジや色彩のルールなどを解説しています。

※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めましたが、印刷による色再現のため、 実際のマンセル値とは異なる場合があります。



市内で建築物、工作物等の色彩を計画している方へ

色彩選定の流れ

青梅市の色彩景観の基本的な考え方

03 青梅市がめざす色彩景観 P.2 04 マンセル表色系とは P.3 05 色彩景観の基礎知識と配慮事項 P.3

必要な手続きと地区区分を確かめる

06 条例にもとづく建築物、工作物等の届出制度 ········ P.4 07 色彩のルールの対象とならないもの P.4 08 色彩のルールにおける地区区分 P.5 09 青梅市の色彩景観の現状と課題 P.6

地区別の色彩のルールを確かめる

10 地区別の色彩のルールと考え方 P.7 ~ P.14

(1) 青梅駅周辺景観形成地区の色彩 ····· P.7 ~ P.8 (2) 丘陵地景観基本軸の色彩 P.9

(3) 自然景観地区の色彩 ····· P.10

(4) 商業系地区の色彩 ····· P.11

(5)	住居系地区の色彩	······ P. 12

(6) 工業系地区の色彩 ····· P.13

(7) 多摩川沿い景観形成地区 P.14

03

青梅市がめざす色彩景観

自然と風土、歴史と文化、活力と品格が共存する色彩景観をめざして



青梅市は、山地・丘陵地や多摩川の清流など豊かな[自然]に恵まれており、それらを背景に育まれた[風土]を意識させる景観が数多く残されています。

山なみと清流が織りなす豊かな自然環境の中で育まれてきたふるさとの原風景を大切にし、まちへの愛着を培うとともに、四季の表情豊かな自然に潤いや安らぎを感じられるまちをめざします。



市内には、歴史的社寺、蔵や民家など 多くの歴史的建築物等が残っています。 特に、青梅駅周辺には歴史的な商家や 近代和風建築、蔵、看板建築などが保 存され、[歴史] と [文化] を感じさせ る景観資源となっています。

今後整備される建築物等は、これらの 景観資源がもつ風格と調和する文化の 薫り高い色彩景観をめざします。



市の東部には、市街地が広がり、駅周辺 や幹線道路沿いの商業・業務施設、住 宅地、また圏央道青梅IC周辺の工業用 地など、様々な都市機能が集積してい ます。

こうした業務核都市としての [活力] の中にも、[品格] を大切にし、節度や秩序のある色彩景観をめざします。

青梅の風土が育んできた色彩



青梅市では、自然の土や石と近似した色彩が建築物等に用いられてきました。

マンセル値: 1 玉石積み 10YR3.0/1.0
5 土 壁 1.0Y6.5/3.0

2 畑の土 10YR4.0/3.0 6 木 材 7.5YR3.0/2.0 3 新しい茅葺き10YR5.0/4.0 ● 7 茅 葺 き10YR3.5/2.0 ● 4 いぶし瓦 5.0Y4.0/0.5 🏉

景観形成ガイドライン一色彩編一で用いる色彩の表し方

04 マンセル表色系とは

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があ り、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観形成ガ イドライン一色彩編一では日本工業規格(JIS)にも採用されている国際的な尺度 である[マンセル表色系]を採用しています。マンセル表色系では、色彩を[色相(し きそう)] [明度(めいど)] [彩度(さいど)] の3つの尺度を組み合わせて表します。

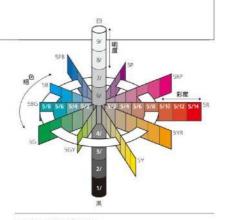
色相・明度・彩度とは

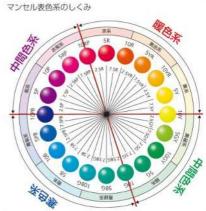
- ●色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、 赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とそ の度合いを示す 0 から 10 までを組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。
- ●明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい 色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。
- ●彩度は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、 白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14 程度です。



色彩の三属性を組み合わせて表記する 記号で、右記のように読みます。







色相(マンセル色相環)

建築物、工作物等の色彩を選ぶときのポイント

色彩景観の基礎知識と配慮事項

建築物、工作物等の色彩を計画する場合は、次の点に配慮して、周辺景観と馴染ませることが大切です。

建築物等にふさわしい色彩を選ぶ

建築物、工作物等を計画する場合は、 周辺に配慮しながら目立たせるものと 馴染ませるものを考え、色彩を選定す ることが大切です。



周辺との色彩調和に配慮する

建築物等の配色は、色彩の組み合わせや 周辺の建築物等の色彩に配慮し、まと まりのある配色とすることが大切です。 ※色彩調和には様々な手法がありますが、青梅 市においては色相調和による配色が有効です。



単調な外観とならないよう配慮する

マンション等は、低層部は歩行者に優し い色彩、高層部は山なみや空に馴染む色 彩とするなど色分けを施し、単調な外観 とならないよう配慮することが大切です。

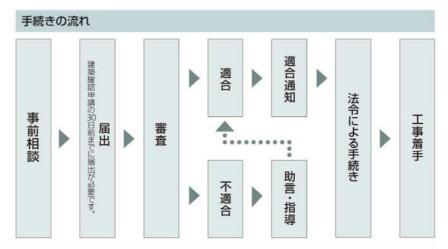


条例にもとづく建築物、工作物等の届出制度

青梅市において、条例にもとづく建築 物等の新築、増築、改築や意匠の変更※ などを行う場合は、あらかじめ「青梅市 の美しい風景を育む条例」にもとづく 届出が必要です。

※意匠の変更とは、色の塗り替え等を いいます。

色彩の届出にあたっては、使用予定の外装材料の色 彩について、できるだけマンセル値で提出するよう にしてください。マンセル値による届出が困難な場 合は、外装材料のサンブルなど、正確な色彩を提出 してください。



地区		届出の対象種類	届出の対象行為	届出の対象規模
AP-HI-ICT	建築物		新築、増築、改築	高さが 15m を超えるもの
一般地区	建采彻		利采、 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	高さが 10m を超えるもので、延べ面積が 1,500m以上のもの
を除く市全域)	工作物	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの	新設、増設、改造	高さが 15m を超えるもの
	建築物		新築、増築、改築、移転、除却	床面積が10㎡を超えるもの
	建杂物		意匠の変更	外部面積が 10㎡を超えるもの
自知化合业员	- U-8/m	垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	新設、增設、改造、移転、除却	道路に面する高さが 1m を超えるもの
景観形成地区 (青梅駅周辺・	工作物	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	または意匠の変更	道路に面する長さが 4m を超えるもの
多摩川沿い)	広告物		表示、設置、改造、移転、除却または変更	表示面積が1㎡を超えるもの 設置期間が2ヶ月を超えるもの
	自動販売板	雙	設置	すべての規模

他にも開発行為などが届出が必要な行為となります。



色彩のルールの対象除外

色彩のルールの対象とならないもの

次のような場合は、色彩のルールによらないことができます。

(1) 建築物等の小面積で用いられる色彩

外壁に強調色を使用する場合は、外壁各面の 1/5 以下について、色彩のルールに よらない色彩を使用することができます。(ただし青梅駅周辺景観形成地区の強調 色については、低層建築物と中高層建築物の低層部の外壁各面の1/5以下とします)

(2) 伝統的素材や自然素材、着色を施していない素材色など

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩のルールによ らないことができます。また、着色を施していないガラスなどは、色彩のルールによ らないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分考慮してください。

(3) 法制度にもとづき色彩基準等が定められている場合

地区計画等にもとづき色彩基準等が定められている場合や、他の法令で指定の色 彩が定められている場合は、色彩のルール外の色彩を使用できます。

(4) 東京都景観色彩ガイドラインとの関連

東京都景観計画により、届出・事前協議が必要な行為を行う場合は、市へ相談して ください。

色彩基準における面積比の考え方 外壁基調色 外壁各面の4/5以上 外壁強調色 外壁各面の1/5以下

強調色の考え方

外壁に変化をつける役割などで用いる 強調色は、外壁各面の1/5以下とし、次 の点に配慮してください。

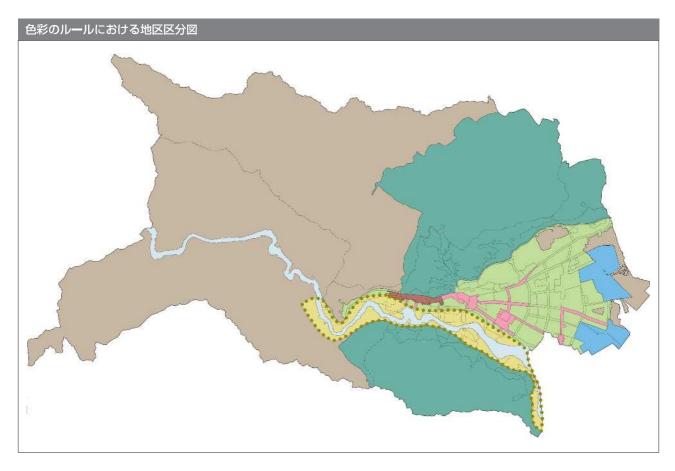
- (1) 基調色や周辺の街なみとの調和に配 慮する。
- (2) 使用する色彩の種類は少なくする。
- (3) 主に低層部で使用する。

地区区分に応じた色彩のルールを定めました

08 色彩のルールにおける地区区分

条例地区	景観まちづくり 基本方針地域	色彩のルール地区	用途地域など	地域区分図	本書のページ
景観形成地区	東部地域	青梅駅周辺 景観形成地区			P.7 (1)
	東部地域 西部地域 北部地域	丘陵地景観基本軸	東京都丘陵地景観基本軸地域(霞丘陵および草花丘陵)		P.9 (2)
	東部地域 西部地域 北部地域	自然景観地区	西部地域の一部、北部地域の一部および東部地域の市街 化調整区域		P.10 (3)
一般地区		商業系地区	近隣商業地域、商業地域		P.11 (4)
	東部地域	住居系地区	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域		P.12 (5)
		工業系地区	工業地域、工業専用地域		P.13 (6)
景観形成地区	東部地域西部地域	多摩川沿い 景観形成地区			P.14 (7)

地区区分の詳細については、都市計画課へお問い合わせ下さい。



景観色彩調査の結果から

青梅市の色彩景観の現状と課題

景観形成ガイドライン―色彩編―の作成に先立って市全域で行った現況調査で、次のような色彩の特徴や傾向があることがわ かりました。

青梅市全体の色彩景観 … 暖色系の低彩度

市内の建築物等は、暖色系の低彩度を基調としたものがほとんどで、こうした色彩が連続して色彩景観が形成されています。 一方、ごく少数ながら周辺に馴染まない色彩があり、景観のまとまりを阻害する要素となっています。

地区別の色彩景観の現状と課題

条例地区	色彩のルール地区	色彩景観の現状と課題
景観形成地区	青梅駅周辺景観形成地区	 歴史的な建築物等は、木材や漆喰、いぶし瓦などの素材色が主体となっています。 看板建築などの修理・修景は、木材や銅板などの昔から使用されてきた素材で行われ、青梅宿の街なみを引き立てています。 マンション等は、伝統的素材の色彩を継承し、青梅宿の街なみと調和しているものもあります。 一方で、一部のマンションは、壁面の面積が大きいため色彩が強調され、周辺に馴染まないものもあります。 また、一部の店舗等で、外壁や工作物等に歴史的な街なみに馴染まない色彩を使用しているものもあります。
	丘陵地景観基本軸	・ では、
	自然景観地区	・建築物の色彩は、自然素材の色彩分布域である暖色系の低中彩度色が主体となっています。 ・建築物等は、木材や漆喰、いぶし瓦などが使用されているものもあり、擁壁は玉石積みが地区内の随 所で見られ、自然景観に調和しています。 ・一方で、一部の観光施設等であざやかな色彩が使用されており、自然景観に馴染まないものもあります。
一般地区	商業系地区	・駅周辺に集積する商業・業務施設や集合住宅等は、暖色系の低中彩度色が主体となっており、駅前景観としては比較的秩序が保たれています。 ・一方で、一部の商業施設等に周囲に馴染まない色彩が使用されており、市の玄関口としての色彩景観のマイナス要素となっています。 ・青梅街道沿いの商業施設は、周辺に馴染まない色彩を使用したものもあり、色彩景観を乱しています。
	住居系地区	・戸建て住宅、マンション等は、寒色系の色彩はほとんどなく、暖色系の低中彩度色が主体となっています。・現況の色彩景観にまとまりがあり、周辺に馴染まない色彩はほとんどありません。・庭や玄関先などの植栽に調和する落ち着いた色彩景観が形成されています。
	工業系地区	・三ツ原工業団地や末広付近の工業系の建築物は、暖色系の低彩度・無彩色などの高明度色で、まとまった色彩景観が主体となっています。 ・一方で、一部の建築物に周辺に馴染まない色彩が使用されており、色彩景観のマイナス要素となっています。 ・圏央道青梅インターチェンジ北側地区は、農地としての土地利用から都市的土地利用へと転換し、物流を中心とした流通業務機能などが集積する拠点として整備されることが決定しています。当地区は、大きく土地利用が変わる中で、周辺環境との調和をいかに図り、新たな秩序ある景観を創出していくかが課題となります。
景観形成地区	多摩川沿い 景観形成地区	・青梅市の多摩川沿いの中流〜下流区間には、多数のマンションが立地しています。 ・これらの中には、崖線緑地を利用して建設がされているものもあり、市の景観の主軸を成す多摩川の 崖線緑地を覆い隠し、また、崖線緑地上部のマンション等は、丘陵地や山地への眺望を遮っています。 ・ほとんどのマンションの色彩は、暖色系の低彩度色が主体となっています。 ・しかし、壁面の面積が大きいため色彩が強調され、自然景観に馴染まないものもあります。

青梅駅周辺景観形成地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

歴史と文化が共存する 風格のある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

青梅駅周辺景観形成地区では、歴史的建 築物等とマンション等が混在しています。 このため、色彩のルールは、低層部と 高層部を区分し、低層部は歴史的建築 物の色彩を基本とし、高層部は背景に 馴染みやすい色彩とします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

低層建築物・中高層建築物の低層部

5.0Y9.0/0.5	10YR8.0/0.5
[25-90A]	[19-80A]

10YR7.0/1.0 [19-70B]

7.5YR5.0/3.0 [17-50F]

5.0YR4.0/2.0 [15-40D]

中高層建築物の高層部

10YR7.5/1.5	
[19-750]	

10YR7.0/1.0 [19-70B]

5.0YR7.0/1.0 [15-70B]

2.5Y7.0/1.0 [22-70B]

ルールに適合した屋根色の例

5.0YR2.0/1.0 [15-20B]

5.0Y4.0/1.0 [25-40B]

[N-30]

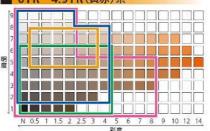
記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています。







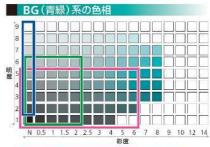


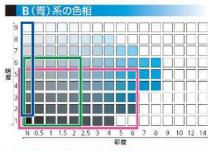


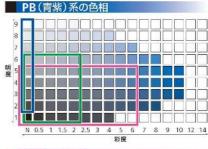




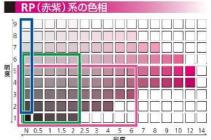












広告物、雨よけ、日	よけの色彩の範囲		
基準の適用部位	色相	明度	彩度
	00 57	5 以上の場合	2以下
広告物の地色	OR ~ 5Y	5 未満の場合	8以下
雨よけ、日よけ	上記以外	5 未満	6以下

青梅駅周辺景観形成地区内には、木材などの素材色を生かした看板などが多く、歴 史的街なみをより趣きのあるものにしています。

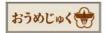
広告物や雨よけ、日よけを設置する場合は、イラストのようなデザインを参考に、 周辺に馴染まない色彩を避けることとします。

広告物の地色の例

色彩や素材だけでなく、書体や図案な どを工夫することで、歴史的街なみと 馴染むものになります。

おうめじゅく

×周辺に馴染まない色は避ける





◎落ち着いた色を使う





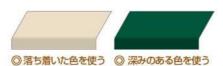
◎素材色を生かす



雨よけ、日よけの色彩の例

できるだけ艶の少ない素材を使用して、 明るい色の場合はベージュなどの落ち 着いた色、暗い色の場合は深みのある 色にします。





自動販売機の色彩の例

自動販売機等は、歴史的街なみとの調 和を考慮し、建築物等と一体的になる よう計画します。



色彩景観形成のシミュレーション

避けたい景観イメージ(上)と改善例(下)です。





歴史的建築物の色彩の例

歴史的建築物の色彩は、木材や漆喰、 いぶし瓦などの素材色が主体となって います。



10-**(2)**

丘陵地景観基本軸の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

丘陵の緑と暮らしが共存する 落ち着いた色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

丘陵地景観基本軸は、東京都景観計画 による丘陵地景観基本軸の指定区域で、 東京都景観色彩ガイドラインと同じ基 準となっています。

色彩基準は、背景となる丘陵の緑にと け込み、周囲の街なみに違和感なく調 和する低彩度の色彩とし、暖色系の色 相を基本とします。

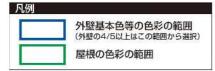
また、自然の緑との対比が極端に強い 高明度色は避けることとします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

を掲載しました。	
10YR8.0/1.0	2.5Y8.0/1.0
[19-80B]	[22-80B]
5.0YR8.0/1.0	5.0Y7.5/1.0
[15-80B]	[25-75B]
10YR7.0/2.0	2.5Y7.5/2.0
[19-70D]	[22-75D]
5.0YR7,0/2.0	5.0GY7.0/0.5
[15-70D]	[35-70A]
10YR6.5/2.0	2.5Y7.0/2.0
[19-65D]	[22-70D]
5YR6.0/3.0	10YR6.0/3.0
[15-60F]	[19-60F]
7.5YR6.0/4.0	10YR6.0/4.0
[17-60H]	[19-60H]
7.5YR5.0/3.0	2.5Y5.0/3.0
[17-50F]	[22-50F]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています

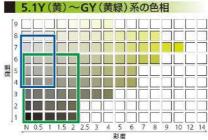


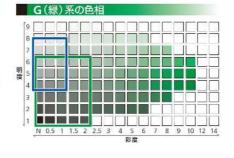




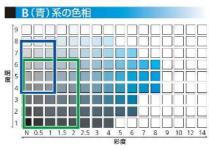


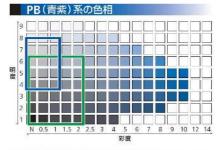




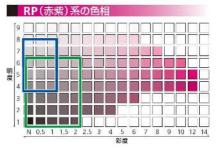












自然景観地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

自然と風土が共存する 安らぎを感じられる色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

自然景観地区は、山地や渓谷等の豊か な自然が主体となっており、連続する 緑の中に戸建住宅や観光施設等が立地 しています。

現況の建築物等の色彩は、自然景観に 調和する暖色系の低中彩度色が主体と なっているため、色彩のルールではこ れを継承する色彩を基本とします。

背景が緑地となる場合は、緑と馴染ま ない高明度色は避けることとします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

10YR5.0/3.0	2.5Y5.0/3.0
[19-50F]	[22-50F]
MATERIAL CONTRACTOR	
7.5YR6.0/2.0	10YR6.5/2.0
[17-60D]	[19-65D]
10YR7.0/2.0	5.0Y7.0/1.5
[19-70D]	[25-70C]
7.5YR7.0/2.0	2.5Y7.0/2.0
[17-70D]	[22-70D]
10YR7.5/2.0	2.5Y7.5/1.5
[19-75D]	[22-75C]
5.0YR7.5/1.0	10YR7.5/1.0
[15-75B]	[19-75B]
5.0YR8.0/1.0	10YR8.0/1.0
[15-80B]	[19-80B]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています

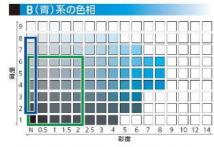
外壁基本色等の色彩の範囲
(外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
屋根の色彩の範囲























目標とする色彩景観のイメージ

活力と品格が共存する 秩序ある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

商業系地区は、暖色系の低中彩度色が 主体となっていますが、一部の商業施 設等では、周辺に馴染まない色彩が使 用されています。

このため、色彩のルールでは、街のに ぎわいを創出しつつも、周辺に馴染ま ない色彩を避けて、活力の中にも品格 が感じられる色彩を基本とします。

寒色系の色彩も使用できますが、市全 体で主体となっている暖色系を基本と します。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、周辺に馴染みやすい 暖色系色相を中心に掲載しました。

10YR9.0/0.5	5.0Y9.0/0.5
[19-90A]	[25-90A]
2.5Y8.5/1.0	N9.0
[22-85B]	[N-90]
10YR8.0/1.0	N8.0
[19-80B]	[N-80]
5.0YR7.0/2.0	5.0GY7.0/0.5
15-70D]	[35-70A]
10YR7.0/3.0	2.5Y7.0/2.0
[19-70F]	[22-70D]
7.5YR6.0/4.0	10YR6,5/2.0
[17-60H]	[19-65D]
10YR6.0/3.0	5.0GY6.0/1.0
[19-60F]	[35-60B]
10YR6.0/4.0	5.0Y6.0/2.0
[19-60H]	[25-60D]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています

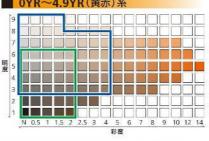
外壁基本色等の色彩の範囲 (外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
屋根の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	OR ~ 4.9YR	3以上8.5未満の場合	4以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5YR ~ 5Y	3以上8.5未満の場合	6以下
		8.5 以上の場合	2以下
	上記以外 ※	3以上8.5未満の場合	2以下
		8.5 以上の場合	1以下
屋根色	5YR ~ 5Y	CNE	4以下
	上記以外 ※	6以下	2以下

BG(青緑)系の色相

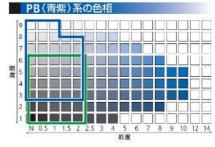




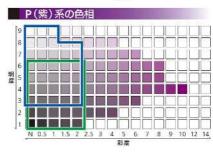


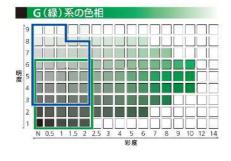














目標とする色彩景観のイメージ

自然と品格が共存する 節度ある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

住居系地区では、戸建て住宅、マンショ ン等は、暖色系の低中彩度色が主体と なっています。

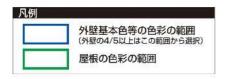
このため、色彩のルールは現況の暖か く穏やかな色彩景観を継承し、品格と 落ち着きが感じられる色彩を基本とし ます。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

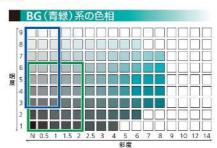
10YR9.0/0.5	10YR8.5/1.0		
[19-90A]	[19-85B]		
5.0YR8.5/0.5	2.5Y8.5/1,0		
[15-85A]	[22-85B]		
7.5YR8.0/2.0	10YR7.5/1.5		
[17-80D]	[19-75C]		
2.5Y7.5/1.0	7.5YR7.0/2.0		
[22-75B]	[17-70D]		
10YR7.0/1.0	10YR7.0/2,0		
[19-70B]	[19-70D]		
7.5YR6.0/2.0	10YR6.0/2.0		
[17-60D]	[19-60D]		
7.5YR5.0/3.0	10YR5.0/3.0		
[17-50F]	[19-50F]		
5.0YR4.0/2.0	10YR4.0/2.0		
[15-40D]	[22-40D]		

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています

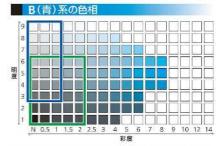


基準の適用部位	色相	明度	彩度
	op FV	3以上8.5未満の場合	4以下
外壁基本色 工作物	OR ∼ 5Y	8.5 以上の場合	2以下
	上記以外 ※	3以上	1以下
E404	OR ~ 5Y	CNT	4以下
屋根色	上記以外 ※	6以下	2以下





















地区別の色彩のルールと考え方 工業系地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

活力と品格が共存する 明るい色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

工業系地区は、暖色系の低彩度・無彩 色などの高明度色でまとまった、色彩 景観が主体となっています。

このため、色彩のルールは、現況の活 力ある色彩景観を継承し、明るく品格 が感じられる色彩を基本とします。

壁面の面積が大きい場合は、分節化や 強調色などで変化をつけて、単調な外 観とならないこととします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

10YR9.0/0.5	N9.5
[19-90A]	[N-95]
5.0Y9.0/0.5	N9.0
[25-90A]	[N-90]
10YR8.5/1.0	N8.5
[19-85B]	[N-85]
2.5Y8.5/1.0	N8.0
[22-85B]	[N-80]
5.0Y8.0/1.0	N7.5
[25-80B]	[N-75]
10YR7.5/1.5	5.0PB7.5/0.5
[19-75C]	[75-75A]
2.5Y7.0/1.5	5.0B7.0/0.5
[22-70C]	[65-70A]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています

5.0BG7.0/0.5

[55-70A]

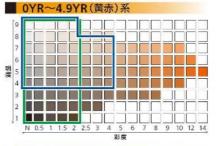
凡例	
	外壁基本色等の色彩の範囲 (外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
	屋根の色彩の範囲

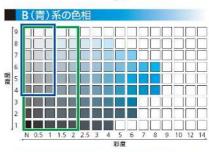
基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	op EV	4以上8.5未満の場合	4以下
	OR ~ 5Y	8.5 以上の場合	2以下
	上記以外 ※	4以上	1以下
P#14	5YR ~ 5Y	A1115	4以下
屋根色	上記以外 ※	全明度	2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。





















10YR7.0/2.0

[19-70D]



多摩川沿い景観形成地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

多摩川の岸線緑地の緑が 共存する美しい色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

多摩川沿い景観形成地区は、連続する 崖線緑地の緑が主体となっています。

このため、色彩のルールは、暖色系色 相の低彩度色で、背景に馴染みやすい 中明度の色彩を基本とします。

壁面積が大きい場合は、建築物の形態 に応じた色分けを施して壁面を分節化 し、単調な外観とならないこととします。

建築物、工作物の色彩の範囲 基準の適用部位 色相 明度 彩度 OR~5Y 5以上8.5未満 0.5以上3以下 外壁基本色 工作物 上記以外 5YR ~ 5Y 4以下 屋根色 6以下 上記以外 ※ 2以下 ※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



色彩の範囲から、比較的使いやすい色 を掲載しました。

10YR8.0/1.0 [19-80B]

2.5Y8.0/1.0 [22-80B]

5YR7.5/1.0 [15-75B]

10YR7.5/1.0 [19-75B]

10YR7.5/1.5 [19-75C]

2.5Y7.5/1.0 [22-75B]

5.0YR7.0/1.0 [15-70B]

2.5Y7.0/1.5 [22-70C]

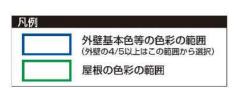
7.5YR7.0/2.0 [17-70D]

10YR7.0/1.0 [19-70B]

10YR7.0/2.0 [19-70D]

2 5Y7 0/2 0 [22-70D]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色 見本帳番号を表しています























広告物、雨よけ、日よけの色彩の範囲 基準の適用部位 明度 彩度 広告物の地色 全色相 全明度 6以下 雨よけ、日よけ

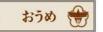
多摩川沿い景観形成地区内では、木材などの素材を生かした看板などが周囲 の景観になじみやすいことから、積極的に自然素材を活用することとします。 広告物や雨よけ、日よけを設置する場合は、イラストのようなデザインを参考に、 周辺に馴染まない色彩を避けることとします。

広告物の地色の例

色彩や素材だけでなく、書体や図案な どを工夫することで、周辺の景観と馴 染むものになります。

おうめ

×周辺に馴染まない色は避ける





◎落ち着いた色を使う









◎質感を生かす

雨よけ、日よけの色彩の例

できるだけ艶の少ない素材を使用して、 明るい色の場合はベージュなどの落ち 着いた色、暗い色の場合は深みのある 色にします。



×周辺に馴染まない色は避ける

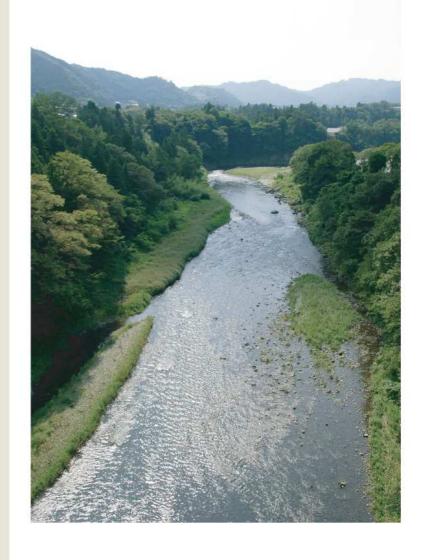


自動販売機の色彩の例

自動販売機等は、自然景観との調和を 考慮し、建築物等と一体的になるよう 計画します。







青梅市景観形成ガイドライン―色彩編―

Color Scape Guideline for OME City

発行——青梅市都市整備部都市計画課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 (代表)

発行年月 令和6年4月 青梅市

自然と風土

歴史と文化

活力と品格

が共存する

色彩景観をめざして